

平成24年川俣町議会第6回定例会会議録

平成24年川俣町議会第6回定例会は、6月7日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	齋藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願の委員会付託

諸般の報告

議報告第 3 号 例月出納検査結果報告について

報告第 3 号 寄附採納報告

報告第 4 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

報告第 5 号 平成 2 3 年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）

議案第 3 3 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 2 号 川俣町税条例の一部を改正する条例）（説明）

議案第 3 4 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 3 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（説明）

議案第 3 5 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 4 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 0 号））
（説明）

議案第 3 6 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 5 号 平成 2 3 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号））（説明）

議案第 3 7 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 6 号 平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会計補正予算
（第 5 号））（説明）

議案第 3 8 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 7 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 4 号））（説明）

議案第 3 9 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 8 号 平成 2 3 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予
算（第 3 号））（説明）

議案第 4 0 号 川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（説明）

議案第 4 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（説明）

議案第 4 2 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 号）（説明）

諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（審議採決）

追加日程

発議第 1 6 号 大飯原発再稼働に反対する決議

開会及び開議の宣告

議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成24年第6回川俣町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。 （午前10時00分）

議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。
本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでも結構です。

議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

議長（新関善三君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る6月1日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期は本日から13日までの7日間といたします。審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の報告、寄附採納報告などを受けます。その後、一般議案9件、平成24年度補正予算1件について提案内容の説明を受けた後、人事同意1件の審議、採決を行い、午後1時半頃散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第2日目の8日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の9日は土曜日、第4日目の10日は日曜日のため休会といたします。第5日目の11日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。第6日目の12日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、前日に引き続き3名の方の一般質問を行い、午後2時半ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第7日目の13日、水曜日は、午前10時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後1時半に開議し、常任委員長から請願の審査結果について報告を受けた後、一般議案の9件、平成24年度補正予算1件について、質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時ごろ散会の予定であります。
以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

議長（新関善三君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。
よって会期は、7日間と決定いたしました。

議長（新関善三君） 日程第3，本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

議長（新関善三君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日、ここに、平成24年第6回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、報告3件、議案は、条例改正等9件、補正予算1件、人事案件が1件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題であります原子力災害対策等について、ご報告を申し上げます。

まず、今もって仮設住宅や借上げ住宅で、幾多の不安を抱えながら避難生活を強いられている山木屋地区住民の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

福島第一原子力発電所事故から早1年3か月が経とうとしておりますが、国及び東京電力は、压力容器底部温度、格納容器温度が安定していることや、格納容器内の圧力の状況等から総合的に冷温停止状態が維持されることをもって原発事故収束という判断を示しておりますが、3、4号機原子炉建屋の瓦礫撤去もままならず、また、4号機使用済燃料プールからの燃料棒の取り出しも来年という状況を考えますと、いまだ原発事故の収束には至っていないのが現状であると考えます。山木屋地区住民の皆さんの避難生活に加え、事故により広範囲に拡散された目に見えない放射性物質の不安により、町内全域において健康や食の安全など、不安な環境の下での生活状況に置かれております。一日も早く安全、安心な生活環境を取り戻すために優先的に取り組むべきことは、町内全域における速やかな除染作業であると考えます。このような中、本年4月より花火問題から交流災害支援強化として愛知県日進市から、また、東日本大震災復興支援要員として青森県青森市から本町の除染業務の支援のため、それぞれ1名ずつ経験豊富な職員の派遣を受けることとなりました。期間としましては、来年3月31日までの1年間となりますが、除染業務の遂行には大変心強くありがたいことであり、それぞれ業務ご多端の折にもかかわらず派遣していただきました両市の市長様に心より感謝申し上げます。

更に、昨年から震災復興支援のためのアドバイザーに委嘱し、ご支援いただいております近畿大学においては、小中学生等へのガラスバッチによる外部被ばく検査による健康管理や井戸水、土壌等の放射性物質検査などに積極的にご指導いただいているところでありますが、今後は総合大学の英知を結集し、本町の再生、復興を

直接的、また、間接的に支援し、復興モデル地域として、文化的、経済的に発展した新たな地域社会が構築できるよう、町の要請に基づき、学術、研究の成果を活用して全学のオール近畿大学で支援プロジェクトを展開していただけることになり、理事長、学長をはじめとする皆様に衷心より御礼を申し上げます。更に、町内からの自主避難者の受け入れをはじめ、町内外、全国から物心両面にわたり、復興復旧のため温かいご支援を賜っておりますことに心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、本年度の重要課題であります除染の現況についてでございますが、計画的避難区域である山木屋地区においては、4月26日の山木屋自治会役員会と5月6日の山木屋地区区長会議において、本格除染を実施するための住宅周辺の空間線量調査及び家屋の損壊状況調査のための各個人の敷地への立入りに対する行政区ごとの説明会の開催について、ご了解をいただきました。その後、5月19日と20日の2日間にわたり、11行政区の住民の皆さんへの説明会を行い、住民の皆さんからは除染にかかる要望等ございましたが、本格除染についての要望も強く、敷地への立入りにつきましては、了解を得たところでございます。今後、環境省において、それぞれの敷地に立ち入り、全世帯のモニタリング調査及び建物調査を実施後、除染方法を決定し、山木屋地区住民の皆さんにその確認と除染の同意を得たうえで、本格除染に入る予定となっております。町といたしましては、本格除染を平成24年度と25年度の2年間で徹底して行うよう、強く要請しているところであり、環境省には被災者の立場に立ちながら、その意向を十分に考慮し、スピード感をもって取り組むよう重ねて求めてまいりたいと考えております。

また、計画的避難区域となっている山木屋地区における避難指示区域の見直しについてでございますが、国においては、年間積算線量に応じて帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の3区域に見直すこととしており、現在のところ、山木屋地区については国の示す見直しとした場合、一部が居住制限区域となり、大部分の地域が避難指示解除準備区域になると想定されるところでございます。しかしながら、年間積算線量に応じた区域の見直しを行う前に、本格除染を実施する見通しが立たないうちは判断することは困難であり、国に対しても保留していたところであります。ようやく環境省の本格除染に取り組むモニタリング調査が開始されることになりましたことから、除染も進むものと思われまますので、国による区域見直しにかかる説明会についても、地元の皆さん方と意見等を把握しながら、開催について、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、山木屋地区を除く町内の除染につきましては、昨年12月に策定しました川俣町除染計画に基づき、今年度と来年度を重点除染期間として設定し、徹底した除染を行うことでの予算を計上したところでございます。現時点において、仮置き場が確保されていないため、除染作業はまだ入っている地域はございません。昨年、自治会、行政区、PTA等の皆さんにご協力いただきました線量低減化事業の取組みの際にも課題となりました仮置き場の確保につきましては、現在、大字単位で確

保するため、関係者等と調整を行っているところでございます。具体的には、まず、福沢地区の仮置き場につきましては地権者の了解をいただき、地区行政区の皆さんに対して説明会を開催しているところでございます。また、小島地区につきましては、選定した土地の測量を行っているところであります。町が責任をもって仮置き場を確保し、それぞれの除染作業に移行することとしておりますが、その調整作業に鋭意取り組んでいるところでございます。早急に除染作業を行うことが必要でありますので、他の地区の仮置き場につきましても、確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、既に実施しております農地除染の状況でございますが、4月以降、各農家の皆さんに除染方法等についてご説明し、個々の農家の皆さんと契約を締結してきました結果、今回、除染を実施する面積は、田が287ヘクタール、畑が251ヘクタールの合計538ヘクタールとなったところでございます。農地の除染方法につきましては、計画的避難区域である山木屋地区を抱えていることや、田、畑地が狭隘で傾斜地となっていることなどを踏まえ、田は作付け前後、畑地は3回の深耕を行うきめ細やかな除染を行う方式、いわゆる川俣方式によって進めたところでございますが、国、県では2回目以降の深耕については、除染効果が見込めないとしており、交付金の対応について国、県と協議を継続しているところでございます。町といたしましては、町議会と農業委員会と川俣方式の必要性を国、県に対し、強く要請していき、交付金等での措置について実現してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力のほど、お願いを申し上げます。

今後とも秋等に向け、除染作業が行われることとなりますが、各農家からの相談等に適切に対応するとともに、農地の空間線量や土壌のセシウム濃度分析を行い、トータル的な放射線の把握に努めるなど、今後とも事業が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、町民の健康管理についてであります。昨年6月から近畿大学の支援により実施しております、ガラスパッチによる外部被ばく検査につきましては、引き続き近畿大学のご支援により、2年目の検査を実施することが可能となりましたので、今年度におきましても外部被ばくの状況を把握し、子どもの健康管理に役立ててまいりたいと考えております。また、内部被ばく検査についてであります。これまで県の車載型検査器を活用しての受診、平田村ひらた中央病院、茨城県東海村等に赴いての受診により、町民の内部被ばくの状況を把握してきたところであります。その結果、計3,418人の町民の皆様が受診し、健康に影響を及ぼすようなケースは確認されておられません。また、18歳以下の甲状腺検査につきましても、山木屋地区158人が医大で受診し、山木屋地区以外は、保育園、小中学校、町の保健センターで1,977人が受診し、しこりやのう胞の大きさから、緊急二次検査の必要がある方は出ておられません。今後とも引き続き町民の徹底した健康管理に努めてまいります。本議会の補正予算におきまして、ホールボディカウンターの購入費用を計上したところであります。町内に設置することによって、町民の皆さんが近

い場所で気軽に受診できる環境を整備することにより、安全、安心な生活環境の確保に一步でも近づけていけるよう努めてまいる考えであります。

また、日々直面する原子力災害対応につきましては、昨年12月1日に設置いたしました原子力災害対策課を中心として、これまで以上に各課の連携強化を図り、的確に取り組んでまいる考えであります。また、遅れている地震、災害、被害対応につきましても、スピード感をもって取り組んでまいる考えであります。

それでは、提出議案の要旨についてご説明を申し上げます。

議案第33号、専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び国有資産等所在交付金の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。主な改正点は、避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋にかかる固定資産税等の課税免除措置を平成25年度以降、当分の間継続するほか、地方公共団体の自主性、自立性を高める観点から一部の特例措置等について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任するものでございます。

議案第34号、専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布されたことにより、平成24年4月1日から川俣町国民健康保険税条例の一部改正が必要となったことにより、所要の改正を行ったものでございます。

議案第35号から第39号までの5件につきましては、平成23年度の事業費等の確定により、歳入額及び歳出額の事業費等に変更が生じ、平成24年3月31日をもって専決処分を行いましたので、地方自治法の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第35号、専決第4号 平成23年度川俣町一般会計補正予算(第10号)は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億3,517万3,000円を増額し、補正後の予算額を72億4,007万9,000円としたものでございます。

歳入の主な補正では、町税1,491万4,000円、地方譲与税982万円、地方消費税交付金1,377万7,000円、特別交付税2億3,078万1,000円、震災復興特別交付税3億7,767万1,000円、寄附金1,241万円の増額などでございます。

歳出の主な補正では、町議会議員選挙費353万9,000円、重度心身障害者医療給付費631万6,000円の減額、子ども医療助成事業費506万4,000円、保育園運營業務委託料692万9,000円、予防接種委託料1,575万2,000円などの減額、伊達地方衛生処理組合負担金2,440万5,000円などの増額、歳入歳出の増減分1億4,730万3,000円を財政調整基金へ繰戻すとともに、財政調整基金積立金として3億5,958万7,000円を措置したものでございます。

議案第36号、専決第5号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)は、事業勘定において、既定の予算額から歳入歳出それぞれ7,366万3,000円を減額し、補正後の予算額を17億6,235万円としたものでございます。歳入の主な補正では、国保税を316万2,000円、療養給付金等国庫負担金を2,994万2,000円減額し、県財政調整交付金は、確定により2,078万円の増額であります。歳出の主な補正では、保険給付費を3,805万7,000円、保険事業費800万円を減額するなど、総額で歳入歳出それぞれ7,366万3,000円減額するものでございます。

議案第37号、専決第6号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第5号)は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ8,097万6,000円を減額し、補正後の予算額を15億2,221万5,000円としたものでございます。歳入の主な補正では、保険料を409万2,000円、介護給付費国庫支出金で2,244万3,000円、支払基金交付金3,547万6,000円、介護給付費県支出金894万円を減額。歳出の主な補正では、介護保険給付費を7,648万4,000円、地域支援事業費610万8,000円減額するなど、総額で歳入歳出それぞれ8,097万6,000円減額するものでございます。

議案第38号、専決第7号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ336万1,000円を減額し、補正後の予算額を1億5,308万4,000円としたものでございます。歳入の主な補正では、保険料の確定により111万5,000円、保健事業費の確定による一般会計繰入金135万1,000円、健診事業の確定による諸収入95万円の減額など、また、歳出の主な補正では、広域連合への納付金202万円、保健事業費の確定により健診委託費を133万8,000円の減額等を行ったものでございます。

議案第39号、専決第8号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)は、飯坂字稗ヶ作地内の飯坂工業団地調整池工事につき、歳入では、一般会計繰入金430万3,000円の減額、歳出では、飯坂工業団地事業費の工事請負費430万3,000円の減額でございます。

以上7件につきましては、専決処分の報告及びその承認についての説明でございます。

議案第40号、川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、住民基本台帳法の一部が改正され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳に記録されることに伴い、印鑑の登録に関し、所要の整備を行うとともに、合わせて語句の修正を行うものでございます。

議案第41号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、平成24年7月9日、施行、住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民が住民基本台帳の適用対象となり、外国人登録原票が廃止されることにより、規約の変更を行うものでございます。

議案第42号、平成24年度川俣町一般会計補正予算(第1号)は、既定の予算

額に歳入歳出それぞれ5,502万7,000円を追加し、予算の総額を248億9,202万7,000円とするものでございます。本補正予算は、4月1日付人事異動に伴う人件費の組替え、7月1日付職員配置等にかかる人件費の措置、除染対策事業や緊急を要するもの、及び災害復旧事業費などの補正を計上したものでございます。

歳入の主な補正は、国庫支出金で災害等廃棄物処理事業国庫負担金1億5,476万4,000円、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金951万5,000円などが増額となっております。県支出金では、農地の除染対策事業交付金2,169万9,000円、地域支え合い体制づくり助成事業補助金542万6,000円、改正児童手当対応システム改修費補助金808万5,000円などが増額となっております。また、除染対策事業の事務費について、生活圏の除染と農地除染とを区分するため、原子力災害対策費で確保していた除染対策県交付金を2億6,298万8,000円減額したところでございます。諸収入では、コミュニティ助成事業交付金240万円、町債では災害対策債が1,710万円増額となっております。

歳出の主な補正は、4月1日付け人事異動に伴う人件費の組替え、7月1日付職員採用等にかかる人件費の措置などにより、総額では26万4,000円の増、物件費では除染対策事業費として、除染作業業務委託にかかる技術者派遣による設計積算業務等の委託料3,416万5,000円、法改正に伴う住民基本台帳や児童手当などのシステム修正業務委託料1,386万円の増額、農地等除染対策事業事務費1,311万円、議会研修費や映像配信事業費で361万1,000円、除染の効果を見極めたうえで、技術的助言を受けるための放射線量低減対策特別緊急事業費698万円など、全体では7,485万4,000円の増額、維持補修費では除染対策事業費の家屋等の修繕料について保険による対応とするため2億8,576万5,000円を減額しております。補助費等では、放射線量低減対策特別緊急事業費報償費253万5,000円、コミュニティ助成事業やプレミアム商品券発行事業などにより748万5,000円の増、普通建設事業費では、単独事業費でホールボディカウンター購入費4,750万円、補助事業費で倒壊家屋解体工事請負費に1億7,195万8,000円、井戸修繕にかかる災害対策費、土木施設災害復旧事業費で2,176万円などの増額。本補正予算の歳入歳出の不足額9,891万1,000円を財政調整基金から繰り入れる措置としているものでございます。

諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、本町には人権擁護委員として5名の方が法務大臣の委嘱を受けておりますが、佐藤清子委員の任期が本年9月30日をもって満了となるため、引き続き委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上で提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げます。提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（新関善三君） 日程第 5，請願の委員会付託を行います。

議会事務局長。

議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

議長（新関善三君） 請願は、ただいま請願表朗読のとおりであります。

請願第 9 号「町道認定に関する請願書」、請願第 10 号「町道認定に関する請願書」、請願第 11 号「町道の認定と整備改良に関する請願書（坊ノ入地内）」、請願第 12 号「町道の認定と整備改良に関する請願書（上ノ台地内）」、請願第 13 号「仲ノ内地内の道路補修・改修に関する請願書」、請願第 14 号「町道反田・宮田線全線舗装に関する請願書」、請願第 15 号「町道認定及び整備に関する請願書（羽田鶴巻・三郷地内）」、請願第 16 号「本町根本地区内の生活道路の町道認定と改良に関する請願書」、以上 8 件に付いて、産業建設常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

議長（新関善三君） 次に、日程第 6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局長より報告いたします。議会事務局長。

議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る 3 月定例会で可決されました意見書 7 件については、内閣総理大臣はじめ、関係大臣等へそれぞれ送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

議長（新関善三君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。嶋原利光君。

4 番（嶋原利光君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成 24 年 3 月 28 日、午前 10 時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、高橋真一郎議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、選挙 1 件、報告 1 件、議案 6 件でありました。選挙 1 件は、副議長の選挙でありましたが、その結果、私が副議長に当選いたしました。報告 1 件、議案 6 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手もとに配布した資料のとおりであります。

これで報告を終わります。

議長（新関善三君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。高橋道弘君。

2 番（高橋道弘君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成 24 年 5 月 23 日、午前 10 時 30 分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、菅野意美子議員とともに出席をしてまいりました。

付議議案は、選挙2件、議案2件でありました。選挙2件は、正副議長の選挙で、その結果、議長に伊達市議会選出の原田建夫氏が、副議長に桑折町議会選出の佐藤榮三氏が、それぞれ選出されました。議案2件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手もとに配付した資料のとおりであります。

これで報告を終わります。

議長（新関善三君） 以上で諸般の報告を終わります。

議長（新関善三君） 日程第7，議報告第3号、例月出納検査の結果を報告いたします。議会事務局長。

議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

議長（新関善三君） 次に、日程第8，報告第3号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

議長（新関善三君） 次に、日程第9，報告第4号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について」、報告いたします。企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 別紙報告書を朗読した。

議長（新関善三君） 日程第10，報告第5号「平成23年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）」について、当局の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 別紙報告書を朗読した。

議長（新関善三君） 日程第11，議案第33号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 議案第33号、専決処分の報告及びその承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例

平成24年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例

改正分の読み上げは、省略をいたします。

平成24年3月31日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件、専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものでございます。これは、平成24年4月1日を施行日として、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が月31日に公布されたことから、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、同年3月31日付をもって当条例を改正し、原則として4月1日から施行したものでございます。

改正の主な内容につきまして申し上げます。

東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長、これは附則第22条の2関係であります。東日本大震災にかかる住宅の再取得等にかかる住宅借入金等特別控除の控除額等の特例の創設。附則第23条関係であります。などが、主な内容となっております。

以上、議案第33号、専決処分の報告及びその承認について、専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議長（新関善三君） 次に、日程第12，議案第34号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 議案第34号、専決処分の報告及びその承認について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求めら

記

専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成24年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川俣町国民健康保険税条例（しよう我34年川俣町条例第104号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（昭和23年法律第29号）第11条の6第1項の規

定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特例措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月31日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告とその承認を求めるものであります。これは、東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布されたことにより、平成24年4月1日から町国民健康保険税条例の一部改正が必要となったため、3月31日付をもちまして、同条例を改正し、4月1日から施行したものでございます。

その内容でございますが、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは、特定同一世帯所属者が附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項の規定の適用の読み替え規定を加えるもので、附則第4項中、第36条を第36条、東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により、適用される場合を含むとし、同じく第4項中、同法を租税特別措置法とするもの及び附則項番号の整理をいたしたものでございます。

以上、議案第34号、専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は、午前11時10分といたします。（午前11時00分）

議長（新関善三君） 再開いたします。（午前11時10分）

議長（新関善三君） 日程第13，議案第35号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第35号 専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第10号））について説明した。

議長（新関善三君） 次に、日程第14，議案第36号「専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第

4号))」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第36号 専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について説明した。

議長（新関善三君） 次に、日程第15，議案第37号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第37号 専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号））について説明した。

議長（新関善三君） 次に、日程第16，議案第38号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第38号 専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））について説明した。

議長（新関善三君） 日程第17，議案第39号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 議案第39号 専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号））について説明した。

議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（正 午）

議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後1時00分）

議長（新関善三君） 日程第18，議案第40号「川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 議案第40号、川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。改正分の

読み上げは、省略いたします。

平成24年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

住民基本台帳法の一部が改正され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳に登録されることとなるのに伴い、印鑑の登録に関し所要の整備を行うとともに、あわせて語句の修正を行うための、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

本条例は、川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するため、制定をしようとするものであります。川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例は、印鑑の登録及び証明に関して、必要な事項を定めています。平成24年7月9日に住民基本台帳法の改正及び外国人登録法が廃止されることに伴い、関係する川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例について、通称に関する規定など、住民基本台帳に登録される外国人住民に関する規定を整備すること及び文言の整理をするための改正を行い、附則において、平成24年7月9日からこの条例を施行することを述べております。説明は以上であります。

議長(新関善三君) 日程第19, 議案第41号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤真寿夫君) 議案第41号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成24年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福島県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年福島県指令市町村第1498号)の一部を次のように改正する。

別表第3(第17条関係)の1共通経費の表中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成25年度以後に算定する構成市町村の負担金について適用する。

(提案理由)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、構成市町村からの共通経費負担金の算定基準を変更することについて、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、広域連合の規約のうち、経費の支弁方法を変更する場合は、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされており、福島県後期高齢者医療広域連合の運営費負担金の共通経費につきまして、具体的には広域連合職員の人件費や事務機器等にかかります事務経費となりますが、この経費負担は、県内59市町村ごとのそれぞれの高齢者人口や総人口の割合で負担することとされており、これら人口につきまして、これまでは住基人口と外国人登録原票の合計人口での負担としていたものを住民基本台帳の一部改正により、前の議案第40号でも説明がございましたが、外国住民につきましても、日本人と同様に住民基本台帳に記録されることに伴いまして、共通経費を定める別表第3の表中から、及び外国人登録原票を削るという所要の改正を行う経費支弁方法の変更協議があったので、議会の議決に付すものでございます。なお、附則では、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日であります7月9日の同日をもって施行し、平成25年度以降に算定する負担金から適用することとしております。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

議長（新関善三君） 日程第20，議案第42号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第42号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第1号）について説明した。

議長（新関善三君） 日程第21，諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

町長（古川道郎君） 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

氏名	住所	生年月日
きとう きよこ 佐藤 清子	川俣町大字鶴沢字細越13番地	昭和14年 2月12日

平成24年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものである。

説明申し上げます。

本町では5名の人権擁護委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、憲法によって保障されている基本的人権を擁護するための種々の活動をいただいているところでございます。現在、4期目の委員を務められておられます川俣町大字鶴沢字細越13番地、佐藤清子氏が、本年9月30日をもって任期満了を迎えるため、引き続き人権

擁護委員としてご活躍いただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。佐藤氏は、平成12年4月から町社会福祉協議会評議委員、同じく心配事相談員、平成13年1月から町国民健康保険運営協議会委員を務めておられます。人権擁護委員の新しい任期は、法務大臣が委嘱した日から3年間でございます。佐藤氏を人権擁護委員の候補者として、推薦することにご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから指紋第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

議会運営委員会を開催していただきますので、委員の方々は、議長室までご参集ください。
（午後1時25分）

議長（新関善三君） 再開いたします。
（午後2時39分）

議長（新関善三君） ただいま議会運営委員会を開きましたが、議会運営委員長より結果について、委員長から報告願います。議会運営委員長。

議会運営委員長（石河 清君） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議事日程に追加するということで、発議第16号ということで、「大飯原発の再稼働に反対する決議」ということで、大変緊急、申し訳ない意見書ということで、緊急性があるということで、議運としても日程の追加について認めましたので、報告したいと思えます。

議長（新関善三君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

従いまして、発議1件を本日の日程に追加することを決定いたしました。

(資料を配付)

配付漏れはございませんか。(なし)

議長(新関善三君) 追加日程第1, 発議第16号「大飯原発再稼働に反対する決議」を議題といたします。

議会議務局長。

議会議務局長(佐藤光正君) 発議書を朗読した。

議長(新関善三君) 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

8番(菅野正彦君) 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

大飯原発再稼働に反対する意見書

政府は、関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働について、最終判断を行おうとしている。

しかし、福島第一原発事故の原因究明について国会事故調査委員会が参考人の聴取過程にあり、未だ事故原因の真相が究明されていない。

ストレステストで“安全”が確認されたと言ってもコンピューターでのシミュレーションであって実際の検証ではない。政府がとりあえずやるべきとした「安全対策」さえ取られていない。福島第一原発事故から地震・津波の学問的知見を根底から見直す必要が指摘されながらも事故が起こった場合の放射能被害の予測も住民避難計画も策定されていない。

福島第一原発事故から1年3か月が経過したにもかかわらず、いまだ16万人が過酷な避難生活を強いられ、除染も賠償も進まず、福島県民は先行きに展望をもてない状況におかれている。

原発事故被災住民として、我々は今回の事態を二度と繰り返さないために、大飯原発は再稼働しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月7日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 平田健二 様

内閣総理大臣 野田佳彦 様

総務大臣 川端達夫 様

財務大臣 安住 淳 様

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

農林水産大臣 郡司 彰 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

文部科学大臣 平野博文 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

復 興 大 臣 平 野 達 夫 様

福 島 県 伊 達 郡 川 俣 町 議 会

以上です。

議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これから各常任委員会を開催していただき、付託議案等について協議願います。

なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長さんをお願いいたします。明日8日、金曜日は、議案調査のため、休会といたします。11日、月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後2時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関善三

同 署名議員 高橋真一郎

同 署名議員 鳴原利光